

1 改正内容

(1) 広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱

○消費税法改正に伴う改正

第25条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

○調査基準価格に係る改正

ア 第25条中、調査基準価格の予定価格に対する設定範囲を、次のように改める。

区分	現行	改正後
測量業務	6/10 ～ 8/10	6/10 ～ 8.2/10

イ 別表(第25条関係)中、地質調査業務の項④の欄の諸経費に乗じる割合について「10分の4.5」を「10分の4.8」に改める。

ウ その他所要の改正を行う。

(2) 広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務低入札価格調査制度事務取扱要綱

第4条中「108分の100」を「110分の100」に、「調査基準価格の100/108」を「調査基準価格の100/110」に改める。

(3) 測量・建設コンサルタント等業務競争入札に係る適正な履行確保の基準

1 総額失格基準中、「100分の8」を「100分の10」に改める。

2 施行日

令和元年6月28日から施行する。

2 令和元年9月30日までに引渡しを受ける案件について

令和元年9月30日までに引渡しを受ける予定の測量・建設コンサルタント等業務については、設計金額における消費税を8%として積算を行うことから、その旨の取扱いを附則に明記する。

(1) 広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱の附則

ただし、施行日以降に競争入札に付し令和元年9月30日までに引き渡しを受ける予定の測量・建設コンサルタント等業務については、第25条中「100分の110」を「100分の108」と読み替えて、本要綱を適用する。

(2) 広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務低入札価格調査制度事務取扱要綱

及び測量・建設コンサルタント等業務競争入札に係る適正な履行確保の基準の附則

ただし、施行日以降に競争入札に付し令和元年9月30日までに引き渡しを受ける予定の測量・建設コンサルタント等業務については、なお従前の例による。